

家庭に於ける雇人と子供

文學士 寺田精 一

一、雇人に任せてある子供

家庭に於ける雇人と子供との關係は、今更事新しく述べるまでもない問題である、けれども實際上に於ては、此問題が比較的忽にされ、思ひの外に等閑視されて居る場合が決して少くない、これが爲めに子供の家庭教育に惡結果を及ぼし、間不測の禍を來すことがあるのである。

吾人の見聞するところに依れば、多くの婦人中には、往々次ぎの如き考を以て居る人がある、子供を哺育するのは中流以下の婦人のすることであつて、殊に社會の上流に位して居る婦人などの手を下すべきものではない、これ等のことは宜しく家の雇人等に任すべきものである。かくの如き考の起るのは其人の受けた教育が誤解せしめて

居るのか、若しくは其他のこと例へば虛榮心などの爲めに因るのであつて、親と子との深い關係や、親といひ子といふ意義を正當に解して居らぬのである。此場合に於て吾々が考へて見なければならぬのは、雇人等の人格である、因より稀れには彼等の中には、子供の親たる人より秀れて居るものもあるであらう、けれどもかくの如きは先づ例外と見るべきものであつて、多くは不健全なものである、例へば其教育が少いと、其家庭の境遇が面白くないとかいふことから、兒童を全然任せて置いて安心の出來るといふのは極少ないのである。即ち子供の哺育に對する間違つた考から、自分等よりは教育程度も低く、境遇もよくないものに、大切な子供を任して置いて、策の得たるもの

だと思つて居るのは、甚だ誤つたことであるのみならず、極めて危険なこと、いはねばならない、かくて親としての子供に對する務の盡されないと共に、かゝる親の子に往々にして社會の厄介物者となり終るのがある。

二、雇人の子供に及ぼす感化

かくの如き間違つた考を持つて居る兩親殊に母親は、決して多くあるといふのではないが、雇人等の性質等には一向無頓着であつて、彼等より子供に如何なる影響を與入るかの問題には、比較的冷淡で充分の注意を拂つて居ない人は決して珍しくはない。けれどもこれは極めて大切なことであつて、出來得る丈けの注意をしなければならぬ。雇人を使用する位の家庭に於ては、子供が兩親の傍に居る間よりも、雇人等の傍に居る間の方が長いのが普通である、従つて日常雇人等の一舉手一投足は、皆子供の經驗の對象となるのは明か

で、其結果雇人等の性質態度が、子供に影響するところは極めて大である、されば他人を雇入るゝ場合には及ぶ丈けの注意を以て撰ばなければならぬ。吾人は子供の好ましからざる性質に於て、其兩親等には全く發見されざらぬものであつて、却つて其家庭の雇人に於て見らるゝやうなものゝあることを、時々見聞するのである。

三、雇人と子供の模倣性

性質といふ程でなくとも、一時の惡癖が雇人等に依つて養成されることは屢あることであつて、これは彼等の淺し考から其結果の如何なるものなるかも心得ずに、只一時の慰み又は戯れなどより、思ひも寄らぬ癖に入らしむことがある、若し一度癖となり終る時には、これを容易に矯正することが出來ないから、假令其癖の内容が左程悪いものでなくても、常に癖の生じないやうに心掛けてやらねばならない。而して子供は模倣性が甚だ活潑

に働くから、模倣される人の心づかないやうな些細なことまでも其對象となつて、何處で子供が見習つたのであるか怪しまれるやうなことが少なくない、況んや子供の養育に注意の足らぬ雇人等が、一時の興に任せて子供に模倣せしむるやうに務むるに於ては、これが善惡に拘らず習得さるゝことが極めて容易である。嘗て或家庭の子供が一種奇妙な顔付をして、人を笑はしむることを覚えて、それを矯正せんとするも容易に直らなかつたが、その癖の原因は何處より來たかを精しく調べたところ、其家の車夫に一人の滑稽家が居つた、面白半分(はんぶん)に其子供に色々な滑稽な顔付をしては見せ、子供がそれをよく真似る時には、大に賞讃したから、子供は喜んで其妙な顔をするのが上手になり、人前へ出でては其顔をした、するとこれを見る人は誰れも大笑(おほはら)ひするから、子供は益得意になつて遂には容易に取去ることの出来ない癖となつ

て、両親を困らしたといふことである。かく其教へる方では何等の考はない、只一時興に乗じて行ふのであるが、子供にはそれが中々固い癖となり習慣となるのである、のみならず子供は一時の賞讃などに心を奪はれ、且つ其事の眞實の善惡を判断する丈の力がないから、其儘を習得して却つて喜んで居るのである。

四、子供をだしに使ふ雇人

場合に依つては雇人等が、自分の或慾望を満足(みだ)ん爲めに、子供を所謂だしにすることが少なくない。即ち自分一人では家の用事もないのに、外へ出ることを許なれないから、子供の守といふ名義(めいぎ)で自分の目的とするところへ行つて、爲めに子供に悪影響を及ぼすことがある。尤も其行く先が只普通のところであつて、別段に論ずべき必要もないところならばよいけれども、往々好ましがらざるところへ行く手段とされることがある。例へば

或家の書生が六歳になる子供を遊廓へ連れて行つて遊興をしたといふ實話を聞いたが、正に此種の注意すべき一つの場合である。かくの如き弊害のある場所でもなくも、不良なる刺戟を興ふる場所へ、無汚の子供を雇人が自分の爲めにするところより連れて行く場合が、實際上珍らしくない事實である。

五、子供は何故に雇人につくか、

人は誰でも自分の意思を通さうといふ念があつて、若し自分の思ふ通りになれば満足するが、それでないといふ不満を感じるのである、此關係は子供に於て特に著しく且つ露骨に現はれて來る、何でも自分の氣儘に出来るものだと思ふて居る、殊に極幼少なものになると、自分のなして居ることについて、小言をいはれたり、叱られたりするところを、不思議に思つて居る場合が少なくない、勿論其ことの善悪といふことは多少知られても、多

くは叱られるから止めやう位の心で居るのが常である。かくの如くであるから子供が活潑に飛び回る時には、なるべく自分の思ふやうになる方面へ發展しやうとする、即ち叱る人の居ないところで、自由に遊びたいのである。これが子供をして雇人に接近せしむる一つの原因である。いふまでもなく雇人は家の人々から命せらるゝがまゝに使役されて居る、又彼等が其家の子供に對する場合には、多少悪いことをしても家の人々の如くに叱責もしない、幾分か叱責するにしても大に控目にした叱責である、かくて子供は此自分を餘り叱らない、比較的容易に人の自由になつて居る雇人の方へ、發展して行かうと自然に傾いて來る、如何にも雇人等は悉く自分の勢力範圍でもあるやうに思つて彼等には、接近し易くなるのは自然である、両親の傍で鹿爪らしくして居るよりは、彼等を對手にして氣儘にして遊びたいのである。従つて

彼等の前に於ては、到底兩親の前では出来ないやうなことをもなし、又多少よくないことをしても反抗されないから、益其悪い方向へ進んで行くのである。されば彼等雇人等の中に好まじからぬものがあると、日常の接近から其悪い性質の感化を受けるのみでなく、時には却つて子供を利用して益不良の方向へ引き入れつゝ、自分の満足をも得、慾望をも達せんとすることが稀れではない。かくの如きことは極幼少年ものに於てよりも、相當の年齢に達せるものに於て、殊に多く見聞されるところである。

六、雇人から起きるいろいろな弊

かくの如く雇人を自由にするといふ考へから、又子供に責任逃れの念を興ふることがある。即ち若し自分が失策し誤つたことをしたならば、これが責任を自分の儘になる雇人に歸して、自分は兩親の叱責を逃れんとする、好まじからぬ心を惹起

さしむることがある。雇人の方に於ても子供の叱らるゝが可哀想と思つて、一時の不良行爲を隠してやることや、又は子供にかれこれこはるゝのを恐れて、只子供のするがまゝに放任して、更にそれに因つて來るべき結果などには顧慮しないといふことも有り勝ちである。而して雇人等の中には時々不良のものがあつて、自分の仕損じたことを其儘に云へば大に叱責されるから、それを避けんが爲めに自分が守して居る子供の仕損じとして、一時を繕はんとするが如きものもある。これ等の事實が其子供に及ぼす弊害は、殊更に述ぶるまでもないことであるが、雇人と子供との關係を、日常よく注意して觀察しなければ、看過される場合が多く、従つて其害の甚だしく進んだ頃に至つて初めて發見され、もはや容易に回復することの出來ないやうな結果に到達することが屢あるのである。

七、眞家から何故不良少年が出るか

所謂良家の家庭とも見らるゝ内より、往々にして思はざる不良行爲者を輩出することがあるが、これには固より種々なる原因があつて、決して一概にいふことは出来ないけれども、加へる家庭の子供が不良行爲に入る第一歩が、實に此雇人に依つて興へられたる影響なることが少なくない、恰も子供の日常に於て其交る朋友に就いて充分の注意をしなければならぬと同じやうに、家庭内に於ける雇人に對する用意を等閑視してはならない、即ち雇人を雇入るゝことを極めて單純に考へて、只人を雇入れて家庭の用事に使役すればよいといふやうに、淺薄な考察のみで彼等を採用して安んじて居つてはならない。

八、雇人を使ふ家人の心掛け

尙家庭の雇人と子供との間接の關係で忘れてならないことは、家人が雇人を使役する心掛けであ

る。相當の賃錢を仕拂つて使ふのであるから、只思ふやうに使つてよいやうなものの、家人の彼等に對する態度はやがて、子供に依つて模倣されると共に、又苟も最初に家族以外の他人との關係を知らしむるものであるから、此點の顧慮は僅このことのやうであるが、忽にしてならないことの一つである。子供は何事も年長者のなすことをよいことと考へてそれを真似るから、雇人などを親切げなく使用する家庭の子供と、思遣りを以て使用する家庭の子供とは、其間に自ら相違が出来て、何等家庭に關係のない他人に對しても、雇人に對するやうな心持で對するから、善良な結果を來すことのあると共に、往々思はざる弊害の伴うて來ることもあると觀なければならぬ。即ち温かな美はしい眞情の養成は、先づかくの如きことにも注意しなければ出来ない道理である。